

交付までの流れ

～申請から交付まで～

01 中古住宅の改修・撤去



02 申請

住宅の引き渡しを受けた日から **1年以内**に申請ください。



03 交付決定

交付決定通知書を送付します。



04 補助金交付

- 子育て世帯については、中学生以下の子ども一人あたり20万円を加算。(但し、加算上限100万円) 中古住宅取得と併用した場合は併せて上限200万円。
- 賃貸物件が交付対象となり、5年未満で移住しなくなり島内で引っ越した場合、島外に転出しない限り返還の対象となりません。
- 物件所有者の三親等以内の方が住まれる場合は、補助対象外となります。

申請提出書類

- ①吉岐市移住者住宅等支援事業補助金交付申請書
 - ②住民票(転入後の世帯全員分)
 - ③工事請負契約書等(住宅改修等に要した経費を明らかにできる書類)の写し
 - ④賃貸契約書の写しまたは登記事項証明書
 - ⑤改修前後の写真
 - ⑥領収書またはこれに準ずる書類等(住宅改修等に要した経費の支払いが証明できる書類)の写し
 - ⑦吉岐市移住者住宅等支援事業補助金交付請求書
 - ⑧誓約書
 - ⑨振込口座の通帳の写し
- 転入前住所地で取得する書類
- ⑩戸籍の附票(転入後の世帯全員分)
 - ⑪市税等の未納がない証明書(転入後の世帯全員分)
- ※子ども、学生の場合は不要

吉岐市の空き家バンクに登録されている売買及び賃貸物件が対象です。

※戸籍の附票・・・本籍地の役所で取得可能
市税等の未納がない証明書・・・非課税の場合は非課税証明書を提出してください。